

スリナムの入国規制措置（4月13日更新）

スリナム政府は、4月13日からの同国の入国規制措置を以下のとおり発表しました。なお、今次更新により、新型コロナウイルスワクチン完全接種者は、入国時に新型コロナウイルス検査書類が不要になる等の変更がなされています。

1 新型コロナウイルスワクチン完全接種者（空路による渡航）

入国時には、WHOが承認したワクチン完全接種証明書、または6か月以内の新型コロナウイルス感染から回復したことを証明する書類、医療保険（最低30日間補償されるもの）、黄熱病予防接種証明書（黄熱病リスク国からの渡航者）が必要。

2 ガイアナ及び仏領ギアナからの渡航者

新型コロナウイルスワクチン完全接種者、または6か月以内の新型コロナウイルス感染から回復したことを証明する書類を提示できる者で、ガイアナあるいは仏領ギアナに、少なくとも14日間の滞在歴がある渡航者で、かつ、陸路からの渡航の場合には、PCR検査陰性結果、あるいは抗原検査陰性結果の提示が不要となる。

3 新型コロナウイルスワクチン未接種あるいは未完全接種者

渡航には認可医療検査機関が発行した、出発前48時間以内に受けたPCR検査陰性結果、あるいは出発前24時間以内に受けた抗原検査陰性結果、医療保険（最低30日間補償されるもの）、黄熱病予防接種証明書（黄熱病リスク国からの渡航者）の提示が必要となる。スリナム居住者と外交官は、医療保険と黄熱病予防接種証明書の提示が免除される。

4 ワクチン関連等情報

（1）新型コロナウイルスワクチンの最終接種（ジョンソン&ジョンソンのみ1回の接種）から2週間経過後にワクチン完全接種者と見なされる。また、14日から6か月前に新型コロナウイルスに感染歴がある者で、関連検査結果（PCR検査及びCT値）を示す新型コロナウイルスから回復したことを証明する書類を所持する者もワクチン完全接種者に含まれる。

（2）アストラゼネカ、ジョンソン&ジョンソン、モデルナ、ファイザー、シノファーム、シノバックを有効なワクチンとし、また、ソベラナ1及び2、アブダラ、スプートニクV についても、出発前48時間以内に認可医療検査機

関が発行したPCR検査陰性結果の提示及び到着3日後に、新型コロナウイルス抗原検査を受けることを条件に有効とする。

(3) 18歳未満の子どもは、ワクチン接種要件が免除される。

(4) 12歳未満の子どもは、PCR検査陰性結果、あるいは抗原検査陰性結果の提示要件が免除される。

(5) 黄熱病感染リスクのある国を出国・通過後6日間以内に到着する場合は、同予防接種が必要であり、同予防接種証明書は、到着10日前には発行されている必要がある。

5 スリナムへのフライトを許可する国及び条件

(1) 人及び貨物の出入国

オランダ、アンティル諸島の蘭領、ガイアナ、仏領ギアナ、ブラジル、パナマ、トリニダード・トバゴ、米国、キューバ、ドミニカ共和国

(2) ハイチからの人の出入国は、スリナム居住者あるいはスリナム政府からスリナムへの渡航を明示的に許可されている者のみ許可される。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考:

スリナム政府ホームページ

<https://covid-19.sr/actueel/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話:(国番号 1-868)628-5991

住所:5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ:https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail:ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。